

旧優生保護法の問題点 ～国に謝罪と補償を求めて～

弁護士 砂金直美

テーマ

- I 旧優生保護法の問題点
- II 裁判について
- III 一緒に考えて欲しいこと

1

I 旧優生保護法の問題点

- ・旧優生保護法は、1948年、日本国憲法下で、議員立法として全会一致で成立した法律
- ・「先天性の遺傳病者の出生を抑制することが、國民の急速なる増加を防ぐ上からも、亦民族の逆淘汰を防止する点からいっても、極めて必要である」（参議院厚生委員会議事録）

2

I 旧優生保護法の問題点

・旧優生保護法の目的

第1条

「この法律は、優生上の見地から**不良なる子孫の出生を防止する**」

3

I 旧優生保護法の問題点

- 1 本人同意(並びに配偶者があるときはその同意)を得て行うもの(第3条)
- 2 本人の同意を要せず、精神病等一定の要件がある場合に都道府県優生保護審査会による審査を経て行うもの(第4条、12条)
- 3 第4条は、「遺伝性精神病」、「遺伝性精神薄弱」、「顕著な遺伝性身体疾患」等に罹っていることを要件、第12条は、非遺伝性の「精神病又は精神薄弱」に係っていること及び保護者の同意を要件として、優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができると定め、同審査会で優生手術が適当と認められた場合に手術が実施される。
- 4 優生上の理由による人工妊娠中絶とは、本人、配偶者又は近親者が「(遺伝性)精神病」、「(遺伝性)精神薄弱」、「遺伝性身体疾患」等を有していることを理由とする中絶と、本人又は配偶者がハンセン病を理由とする中絶である。

4

I 旧優生保護法の問題点

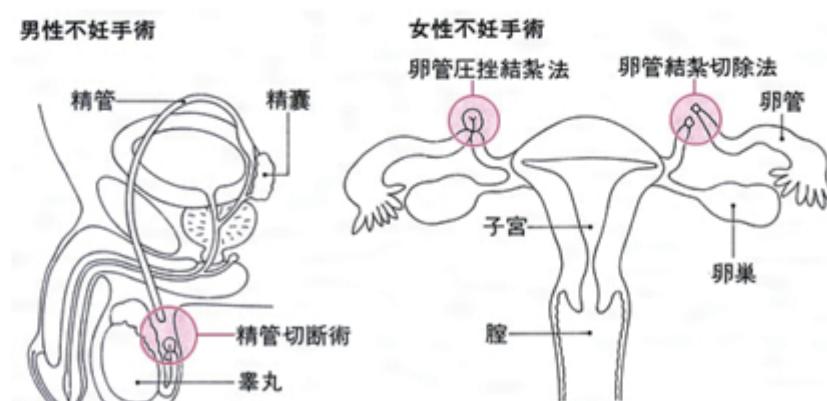
優生手術の術式

【男性】

- ・精管切除結紮法または精管離断変位法

【女性】

- ・卵管圧挫結紮法または卵管間質部楔状切除法



5

I 旧優生保護法の問題点

昭和24年10月24日、厚生省から各都道府県知事宛に発した通知

「当然に本人の意思に反しても、手術を行うことができる」

「真にやむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合があると解して差し支えない」

6

I 旧優生保護法の問題点

① 不妊手術

【本人の同意による優生手術】

・同意のある遺伝性疾患を理由とするもの 6965件

・ハンセン病を理由とするもの 1551件

【本人の同意を要せず、審査を要件とするもの】

・遺伝性疾患を理由とするもの 1万4566件

・非遺伝性疾患を理由とするもの 1909件

② 人工妊娠中絶

・遺伝性疾患を理由とするもの 5万1276件

・ハンセン病を理由とするもの 7696件

合計83,963件

7

I 旧優生保護法の問題点

<国や地方自治体が優生手術を推進し、優生思想の普及を図ったこと>

①昭和46年 厚生白書

「先天異常の子や親の不幸は測ることができぬほど大きいものであり、先天異常についてはその発生を未然に防止することに全力をあげる必要がある」

②昭和35年 学習指導要領 高校保健体育

「国民優生」について言及することが求められていた

③宮城県における「愛の十万人運動」

「遺伝性の精神薄弱児をふやさないという優生手術の徹底」を目的に掲げる宮城県精神薄弱児福祉協会が設立された。精神薄弱児の収容施設と目的に掲げる寄付運動「愛の十万人運動」を展開した

8

I 旧優生保護法の問題点

④兵庫県の「不幸な子どもの産まれない運動」

遺伝性精神病をもった子どもを「生まれてくること、それ自体が不幸である子ども」として、「不幸な子ども」が生まれないように、施策を行った。

⑤北海道では「優生手術(強制)千件突破を顧みて」という題する記念誌発行

「件数においては全国総数の約5分の1を絞め他府県に比し郡を抜き全国第一位の実績を収めている」「千件突破の実績を認め、優生保護法の面目を持し民族衛生の立場からも多大の意義をもたらした」等と記念誌で誇示していた。

9

II 裁判について

平成30年1月30日、15歳の時に旧優生保護法による強制不妊手術を受けた宮城県内在住の60代の女性が、国家賠償法1条1項に基づき、国に対して損害賠償を求める訴えを仙台地方裁判所に提起(一次提訴)。



10

II 裁判について

全国各地(札幌、仙台、東京、静岡、大阪、神戸、福岡、熊本)で24名が国を相手に裁判をおこしている

11

II 裁判について

原告が裁判で求めていること

国の違法行為(=法律に違反する悪いこと)により損害を受けたことを理由として、損害賠償金の支払いを求めた

12

II 裁判について

国による「法律に違反する悪いこと」とは?

- ①優生手術を受けさせられたことによる被害を回復するための法律を作らなかつたこと
- ②旧優生保護法によって優生手術をさせていたこと

13

II 裁判について

旧優生保護法が憲法に違反している、と主張している

- 旧優生保護法が憲法に違反していなければ、
→優生手術をしたことが「悪いこと」ではないことになる
→優生保護法による優生手術を受けさせられたことが「被害だ」ということができなくなる

14

II 裁判について

令和元年5月28日、仙台地裁において、旧優生保護法の裁判の判決が言い渡された。

「原告らの請求をいずれも棄却する」



15

II 裁判について

判決の内容

- ① 旧優生保護法は違憲（＝憲法に反している）
- ②（被害を回復する法律を作らなかったのが法律に違反すると原告が主張していたことには）
被害を回復する法律を作ることは必要不可欠であったが、その必要不可欠だということが国会にとって「明白（＝明らか）」ではなかったから、国は責任がない。

16

II 裁判について

- ③（手術をしたことが悪いと原告が言っていたことには）
原告が優生手術をされた日から20年が経ってしまったので、損害賠償を求めることができない。
国は賠償しなくていい。

※いくら悪いことをしても、それから20年が経っていると損害賠償を求めることができなくなることを「除斥期間（じよせききかん）」といいます。

17

II 裁判について

原告のお二人が手術を受けさせられた日から20年はすでに経っている

→「除斥期間」によれば、国に対して損害賠償を求めることできなくなってしまう

→本件では「除斥期間」を適用するべきではない、と主張していた

しかし、判決では、「除斥期間を適用してもいい」とされた。

18

| 訴訟一覧(2021年10月1日現在) | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|----|---------------|----|-----|-----|----|-------|---------------|------|-------|---|-----------------------|
| | 地裁 | 氏名 | 性別 | 年齢 | 住所 | 窓口 | 担当弁護団 | 障害の有無・内容 | 手術根拠 | 手術時年齢 | 備考 | 請求額 |
| 1 | 札幌 | 小島喜久夫 | 男 | 80 | 北海道 | 本人 | 北海道 | 障害なし | 不明 | 19歳 | 一審で旧優生保護法の違憲性認める (請求は棄却) 札幌高裁に係属中 | 1100万 (3300万の一部請求) |
| 2 | | A(妻) | 女 | 70代 | 北海道 | 本人 | 北海道 | 知的障害 | 不明 | 37歳 | 一審で請求棄却 札幌高裁に係属中 (B(夫)さんは死亡) | 1100万 (3300万の一部請求) |
| 3 | | B(夫) | 男 | 80代 | 北海道 | 本人 | 北海道 | 障害なし | | | | 1100万 (3300万の一部請求) |
| 4 | 仙台 | 佐藤由美 (仮名) | 女 | 60代 | 宮城県 | 義姉 | 仙台 | 知的障害 (後天性) | 4条 | 15 | 一審で旧優生保護法の違憲性認める (請求は棄却) 仙台高裁に係属中 | 3300万 |
| 5 | | 飯塚淳子 (活動名) | 女 | 70代 | 宮城県 | 本人 | 仙台 | 障害なし | 12条 | 16 | | 3850万 |
| | | C | 女 | 60代 | 宮城県 | 妹 | 仙台 | 知的障害 | 4条 | 22 | 死亡。受継後に取下げ | 3300万 |
| 6 | | 東二郎 (仮名) | 男 | 70代 | 宮城県 | 本人 | 仙台 | 知的障害 | 4条 | 18 | 仙台地裁に係属中 | 3300万 |
| 7 | | D | 男 | 80代 | 宮城県 | 本人 | 仙台 | 不明 | 4条 | 15 | | 3300万 |

19

| | | | | | | | | | | | |
|----|--------------|---|-----|--------------|----|----|---------------|---------|-------|---|-----------------------|
| 東京 | 北三郎 (活動名) | 男 | 77 | 東京都 | 本人 | 東京 | 障害なし | 4条or12条 | 14 | 一審で請求棄却 東京高裁に係属中 | 3000万 |
| 静岡 | 宮川辰子 (仮名) | 女 | | 静岡県 | | 静岡 | 聴覚障害 | | | 静岡地裁に係属中 | 3300万 |
| | 武藤千恵子 | 女 | 71 | 静岡県 | 本人 | 静岡 | 視覚障害 | | 28 | 静岡地裁浜松支部に係属中 | 3300万 |
| 大阪 | 空ひばり (仮名) | 女 | 77 | 大阪府 (手術時) | 姉 | 大阪 | 知的障害 (後天性) | 12条 | 21~22 | 一審で旧優生保護法の違憲性認める (請求は棄却) 大阪高裁に係属中 | 3300万 |
| | 野村花子 (仮名) | 女 | 70代 | 大阪府 | 本人 | 大阪 | 聴覚障害 | | 20歳代 | | 1100万 (3300万の一部請求) |
| | 野村太朗 (仮名) | 男 | 80代 | 大阪府 | 本人 | 大阪 | 聴覚障害 | | | | 1100万 (3300万の一部請求) |
| | 女性(妻) | 女 | 70代 | 大阪府 | 本人 | 大阪 | 聴覚障害 (後天性) | 3条or12条 | | 大阪地裁に係属中 | 1100万 (3300万の一部請求) |
| | 男性(夫) | 男 | 70代 | 大阪府 | 本人 | 大阪 | 聴覚障害 | | | | 1100万 (3300万の一部請求) |

20

| | | | | | | | | | | | | |
|----|----|------------------|---|----------------|-----|----|----|---------------|---------------|--------|--|-----------------------|
| 16 | 神戸 | 高尾辰夫(夫) (仮名) | 男 | 80代 (令和2年没) | 兵庫県 | 本人 | 兵庫 | 聴覚障害 (後天性) | 3条か4条 | 29頃 | 一審で旧優生保護法の違憲性認める (請求は棄却) 大阪高裁に係属 | 1100万 (3300万の一部請求) |
| 17 | | 高尾奈美恵(妻) (仮名) | 女 | 80代 | 兵庫県 | 本人 | 兵庫 | 聴覚障害 (先天性) | | | | 1100万 (3300万の一部請求) |
| 18 | | 小林實二(夫) | 男 | 80代 | 兵庫県 | 本人 | 兵庫 | 聴覚障害 (先天性) | | | | 1100万 (3300万の一部請求) |
| 19 | | 小林喜美子(妻) | 女 | 80代 | 兵庫県 | 本人 | 兵庫 | 聴覚障害 (後天性) | 3条か4条、 14条 | 28頃 | | 1100万 (3300万の一部請求) |
| 20 | | 鈴木由美 | 女 | 60代 | 兵庫県 | 本人 | 兵庫 | 脳性麻痺 (先天性) | 4条と推定 | 12頃 | | 1100万 (3300万の一部請求) |
| 21 | 福岡 | 朝倉彰(夫) (仮名) | 男 | 80代 | 福岡県 | 本人 | 福岡 | 聴覚障害 | 3条と推定 | 30代 | 福岡地裁に係属中 (夫の彰さん死亡により受継手続中) | 1000万 (3300万の一部請求) |
| 22 | | 朝倉典子(妻) (仮名) | 女 | 70代 | 福岡県 | 本人 | 福岡 | 聴覚障害 | | | | 1000万 (3300万の一部請求) |
| 23 | 熊本 | 渡辺數美 | 男 | 73 | 熊本県 | 本人 | 熊本 | 変形性関節症 | 4条と推定 | 10か11頃 | 熊本地裁に係属中 | 3300万 |
| 24 | | 川中ミキ (仮名) | 女 | 70代 | 熊本県 | 本人 | 熊本 | 障害なし | 3条2号と推定 | 25～26頃 | | 3300万 |

21

II 裁判について

北さんはじめ、原告の方は旧優生保護法によって優生手術を受けさせられたことを知らなかった。

また、障がいある方は被害を訴えることもできなかった。
にもかかわらず、20年経ったからという理由で、除斥期間を適用してもよいのだろうか。

22

II 裁判について

- 「承服できないのは、地裁が旧法の違憲性を厳しく指摘しながら賠償は認めなかつたことだ。」（朝日新聞、社説）

- 「除斥期間を過ぎても「特段の理由」で訴えが認められた判決も過去にはある。旧優生保護法を違憲としながら原告の訴えを認めない判決には疑問が残る。」（毎日新聞、社説）

23

III 一緒に考えて欲しいこと

平成8年6月18日、優生保護法は改正され、母体保護法へと改められた。

～改正までの流れ～

昭和48年 厚生省公衆衛生局長「学問的には非常に疑問」と精神疾患の遺伝性に疑問

昭和58年ころ 厚生省、自民党内で優生保護法について検討が開始される

昭和63年3月 厚生科学研究 強制断種は人権侵害の甚だしいにもかかわらず、公益上のという極めて不明瞭な理由から本人の意思とは無関係に正当化されている、と批判。

24

III 一緒に考えて欲しいこと

昭和63年 厚生省内部で検討会

「優生保護法第1条の目的にある優生思想は、「もはや時代に合わないのでは?」と記載された検討資料

「強制優生手術は、人権侵害甚だしいものである」

「優生保護法は、非難が高い法律であり、解体廃止として、考え方の転換を明確にすべき」

平成元年 厚生省内部での検討メモ

「『優生手術』の用語は人権上の問題があること、強制優生手術は人権上問題があり廃止すること、任意優生手術も不当な差別につながり人権上の問題点があり廃止すること」

平成3年11月 日本精神神経学会、機関誌で旧法について「障害者の基本的人権を侵害し、生存権まで脅かす内容」、「不良な子孫の出生防止を」定めた条項の削除を要求

25

III 一緒に考えてほしいこと

平成6年9月 カairoで国際人口開発会議が開催される。その会議の一つNPOフォーラムで日本人の障がい者の女性が優生保護法について問題提起をした。これにより、全世界に優生保護法の差別性が発信された。

平成8年6月 日本障害者協議会が、国会議員宛に「優生保護法の見直しについての要望書」を発出。

「差別的な法律の規定を削除するだけでなく、これまで優生保護法の下で助長されてきた障害者に対する差別意識を取り除くよう、普及啓発に努めて下さい」と求めた。

平成8年6月18日、優生保護法は改正され、母体保護法へと改められた。

26

III 一緒に考えてほしいこと

平成10年 国連人権規約委員会から日本政府に対して強制不妊手術について補償を受ける権利を法律に規定することを求められた

平成11年 優生手術を廃止したスウェーデンにおいて補償立法がなされた

平成13年5月 ハンセン病に対する国家賠償を求めた熊本地裁判決の中でも優生手術の違法が指摘された

平成16年3月 国会での質問で坂口厚労大臣が優生手術被害者への補償に関し「今後私たちも考えていきたいと思います。」と答えていた。

27

III 一緒に考えてほしいこと

平成8年に優生保護法から母体保護法に改正されたが、国は、それまでの優生保護法に基づく施策及び優生思想を普及させてきたことについて、謝罪もなく、改正した。また、補償もなかった。

国が、優生保護法に基づく施策及び優生思想を普及させてきたからこそ、障がい者に対する差別偏見、優生思想が根付いたといえる。にもかかわらず、国は、法改正を行うにとどめ補償立法も差別解消のための措置もとることがなかった。

28

III 一緒に考えてほしいこと

優生保護法が成立した当時、誰もおかしいとは思わなかつたし、当時の医学知識では正しいと思われていたから、仕方なかつた。

→仕方なかつたとしても、法律改正に際し、優生保護法が人権侵害である、障がい者の差別を助長するという認識の下、法律改正を行ったのであるから、その時点で、国は、法律が違憲であること认识到謝りを認めるべきであった。

29

～Yahoo知恵袋～ に、こんな質問とアンサーがありました。

皆さんは、どう考えますか？

質問 『自然界は弱肉強食なのに、人が弱者を税金で生かしているのはどうしてなのか。今の人間社会は理にかなっていないのではないか。』

回答(長文ですが)

え～っと、、、よくある勘違いなんですが、自然界は「弱肉強食」ではありません

弱いからといって喰われるとは限らないし、強いからといって食えるとも限りません

虎は兎より掛け値なしに強いですが、兎は世界中で繁栄し、虎は絶滅の危機に瀕しています

自然界の掟は、個体レベルでは「全肉全食」で、種レベルでは「適者生存」です

個体レベルでは、最終的に全ての個体が「喰われ」ます

全ての個体は、多少の寿命の差こそあれ、必ず死にます

個体間の寿命の違いは、自然界全体で観れば意味はありません

ある犬が2年生き、別の犬が10年生きたとしても、それはほとんど大した違いは無く、どっちでもいいことです

種レベルでは「適者生存」です

この言葉は誤解されて広まってますが、決して「弱肉強食」の意味ではありません

「強い者」が残るのではなく、「適した者」が残るんです

(「残る」という意味が、「個体が生き延びる」という意味で無く「遺伝子が次世代に受け継がれる」の意味であることに注意)

そして自然というものの特徴は、「無限と言っていいほどの環境適応のやり方がある」ということです

必ずしも活発なものが残るとは限らず、ナマケモノや深海生物のように極端に代謝を落とした生存戦略もあります

多産なもの少産なもの、速いもの遅いもの、強いもの弱いもの、大きいもの小さいもの、、、
あらゆる形態の生物が存在することは御存じの通り

「適応」してさえいれば、強かろうが弱かろうが関係無いんです

そして「適者生存」の意味が、「個体が生き延びる」という意味で無く「遺伝子が次世代に受け継がれる」の意味である以上、ある特定の個体が外敵に喰われようがどうしようが関係ないんです

10年生き延びて子を1匹しか生まなかつた個体と、1年しか生きられなかつたが子を10匹生んだ個体とでは、後者の方がより「適者」として「生存」したことになります

「生存」が「子孫を残すこと」であり、「適応」の仕方が無数に可能性のあるものである以上、どのように「適応」するかはその生物の生存戦略次第ということになります

人間の生存戦略は、、「社会性」

高度に機能的な社会を作り、その互助作用でもって個体を保護する
個別的には長期の生存が不可能な個体（つまり、質問主さんがおっしゃる“弱者”です）も生き延びさせることで、子孫の繁栄の可能性を最大化する、、「社会性」

どれだけの個体が生き延びられるか、どの程度の“弱者”を生かすことが出来るかは、その社会の持つ力に比例します

人類は文明を発展させることで、前時代では生かすことが出来なかった個体も生かすことができるようになりました

生物の生存戦略としては大成功でしょう

（生物が子孫を増やすのは本源的なものであり、そのこと自体の価値を問うてもそれは無意味です。「こんなに数を増やす必要があるのか？」という疑問は、自然界に立脚して論ずる限り意味を成しません）

「優秀な遺伝子」ってものは無いんですよ

あるのは「ある特定の環境において、有効であるかもしれない遺伝子」です

遺伝子によって発現されるどういう“形質”が、どういう環境で生存に有利に働くかは計算不可能です

例えば、現代社会の人類にとって「障害」としかみなされない形質も、将来は「有効な形質」になってるかもしれません

だから、可能であるならばできる限り多くのパターンの「障害」（つまりところ形質的イレギュラーですが）」を抱えておく方が、生存戦略上の「保険」となるんです

（「生まれつき目が見えないことが、どういう状況で有利になるのか？」という質問をしないでくださいね。それこそ誰にも読めないことなんです。自然とは、無数の可能性の塊であって、全てを計算しきるのは神ならぬ人間には不可能ですから）

アマゾンのジャングルに一人で放置されて生き延びられる現代人はいませんね

ということは、「社会」というものが無い生の自然状態に置かれるなら、人間は全員「弱者」だということです

その「弱者」たちが集まって、出来るだけ多くの「弱者」を生かすようにしたのが人間の生存戦略なんです

だから社会科学では、「闘争」も「協働」も人間社会の構成要素だが、どちらがより「人間社会」の本質かといえば「協働」である、と答えるんです

「闘争」がどれほど活発化しようが、最後は「協働」しないと人間は生き延びられないからです

我々全員が「弱者」であり、「弱者」を生かすのがホモ・サピエンスの生存戦略だということです

最後に

無知、無関心は、新たな差別を生むと思っています。

ぜひ、この問題に関心をもっていただけると幸いです。